

医療保険の保険者間調整の簡素化により、被保険者の負担が軽減

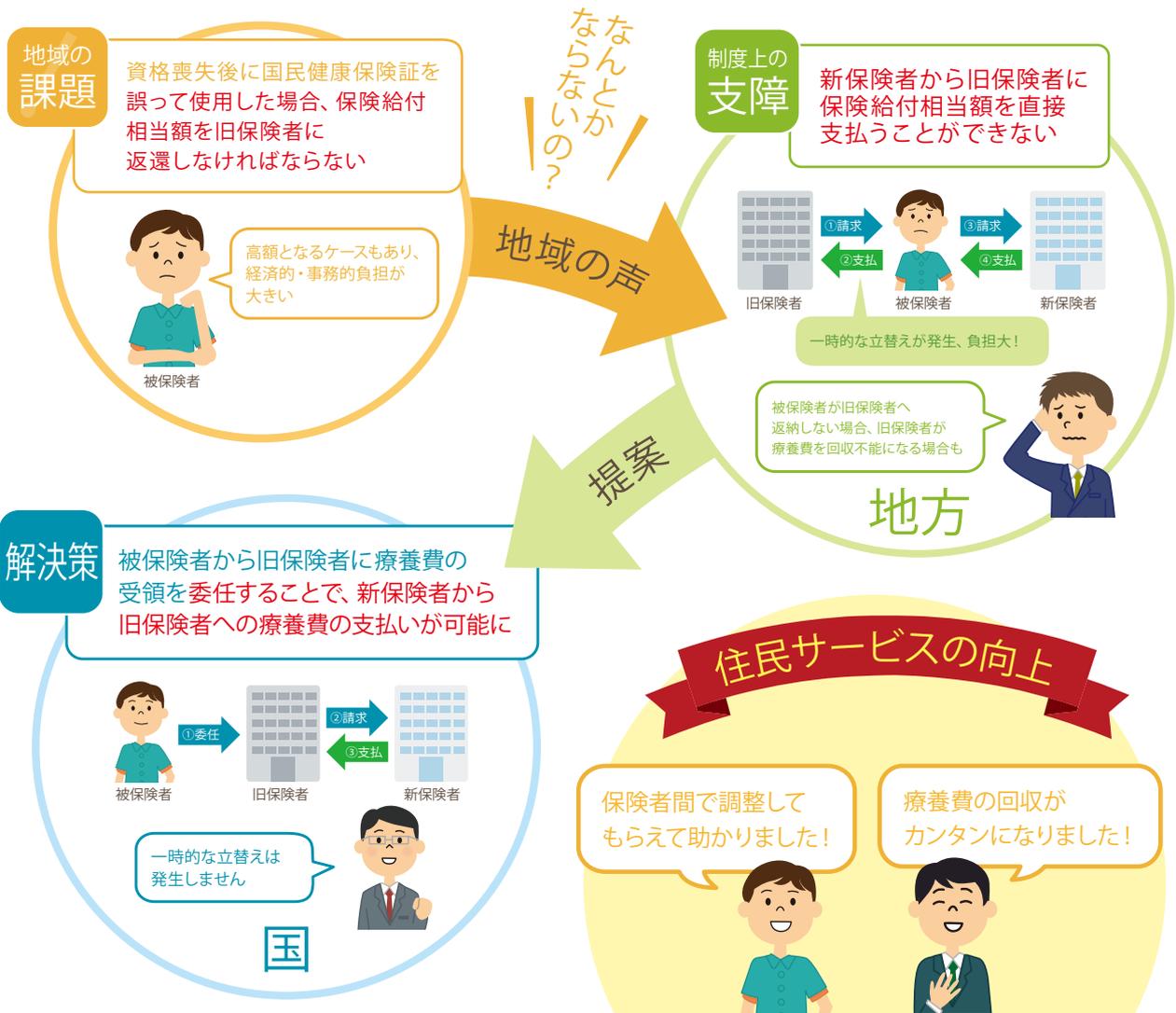
～資格喪失した被保険者の受診に伴う過誤払調整手続の簡素化・迅速化～

詳しくは
提案募集方式データベース
「26年」
管理番号「219・348」
で検索!
QRコードからもアクセスできます



ポイント

資格喪失した被保険者の受診に伴う保険者負担分の医療費について、新旧の保険者間で調整が可能になったことにより、被保険者の負担を軽減（通知）

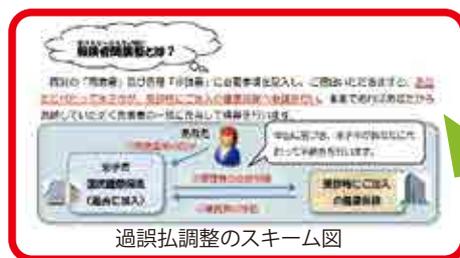


新制度利用を呼びかける独自の取組で、 被保険者の利便性を向上



取組の概要 「新制度の利用を呼びかける独自の取組を実施」

- 従来は、資格喪失後に国民健康保険証を誤って使用した場合、被保険者（利用者）が旧保険者の負担した医療費を一旦全額支払う必要があった。
- 被保険者負担分の医療費が高額にわたる場合、分納での支払いを認めていたが、返済期間中に被保険者と連絡が取れなくなる等、徴収に不調を来すケースが生じていた。
- 提案の実現により、保険者間調整の手続を普及するため案内文書を独自に作成。
- 社会保険への加入の届出があった際に、資格喪失後受診が確認できた被保険者に過誤払調整の説明を予めしておくことで、スムーズにその後の保険者間調整を進めることができるように努めている。
- 国の統一的な仕組みの他、米子市独自で国民健康保険団体連合会を介在させた代理受領方式による調整を実施。



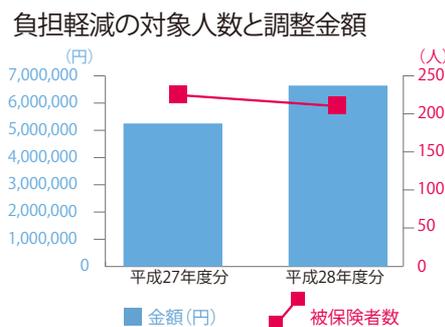
案内文書に新制度の概要図を入れる等
分かり易くする工夫



新制度普及のための案内文書

取組の成果 「新制度の利用が進み、被保険者の負担が軽減」

- 被保険者が市町村国保の負担分を一旦全額支払う必要がなくなり、提案実現後の27・28年度で延べ437人、約1,186万円の被保険者の過誤払調整負担が軽減されるなど、利用者の利便性が向上。
- 保険者間調整により未納金の返済が進み、療養費申請の時効期間内（2年）に、未納金889,005円（平成25・26年度分）の88.6%に当たる796,411円が、提案実現後の平成27・28年度中に保険者間調整で返納された。



療養費の一時的立替えがなくなり助かりました!

関係者の声
被保険者



一時的とはいえ、高額な診察料を立替えるとなったら、大きな負担となります。そのような経済的な負担もなく、保険者間で診察料の調整をしていただくのは、とても助かりました。

保険者間調整の結果、返還金債権の回収が容易に

関係者の声
保険者



保険者間調整によって、従来のやり方では難しかった返還金債権の回収が、全国健康保険協会や共済組合等の様々な健康保険組合とできるようになりました。